

策定日；平成25年10月10日

株式会社ブライトネス 行動計画

従業員が仕事と子育て・家庭生活を両立しながら個別に有する能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、以下の対策を行う。

1. 計画期間 平成25年10月10日～平成30年10月9日までの5年間

2. 内 容

子育てを行う従業員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：育児休業・介護休業制度等の周知

<対策>

平成25年10月～ 制度周知と利用促進、利用者以外の従業員の理解を増進するため、育児休業・介護休業等各種関連制度及び当社の関連規程を全従業員に周知する。また、法改正があった際には、速やかに就業規則の見直しを行うとともに、改正ポイントを全従業員に周知する。

目標2：育児休業中に当社に関する情報提供の定期的実施

<対策>

平成25年10月～ 育児休業取得者が休業期間中に疎外感なく安心して子育てに専念できる環境整備と円滑な職場復帰の促進を目的とした情報提供を実施する。実施に当たり、提供する情報内容・提供方法について検討・決定する。

平成25年11月 育児休業取得者に対し、定期的な情報提供を実施する。